

都市計画法に基づく開発許可の基準の 一部改定について

1 趣旨

現在、「都市計画法による開発許可の手引」に掲載をしています「法第34条に関する立地の許可の基準」について、基準策定趣旨を踏まえて、基準の明確化を図るため、次のとおり一部改定しました。

2 改定の概要

「法第34条に関する立地の許可の基準」のうち、横浜市開発審査会提案基準第15号は線引き前に行われた建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（位置指定）又は宅地造成等規制法に基づき建築物の建築を目的に宅地造成が行われた土地を適用対象とすることにより、線引き前において建築物を建築しようとする意思表示があったものと判断し、宅地性を認めたものです。

現行基準について基準策定趣旨に反して誤解を招く恐れがあったことから、基準を明確にするものです。

問合せ先
宅地審査部宅地審査課宅地企画担当
電話 045-671-2945